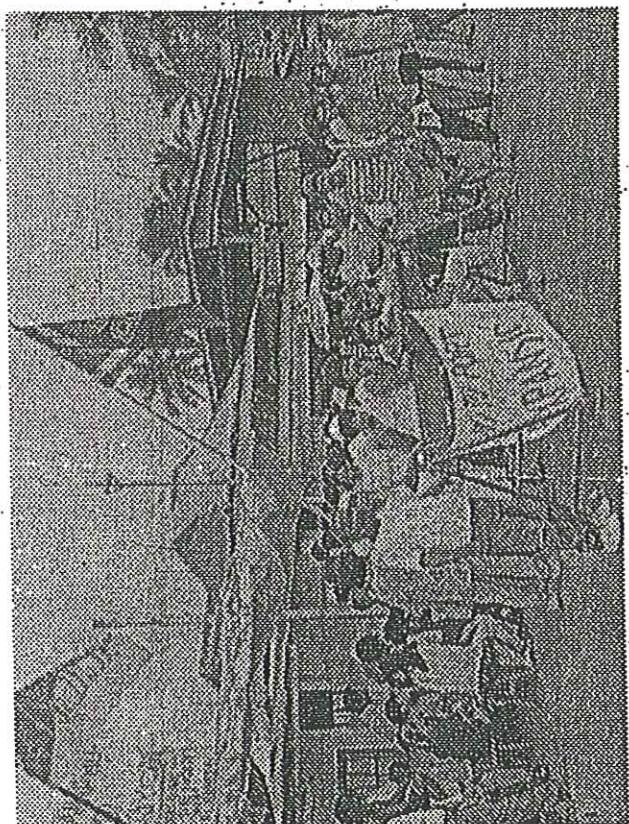


(1)

日本ODA
港湾事業

立ち退き拒否住民數千人 比政府側が強制排除



25日、因縁小屋の前に当局の動きを警戒するバ
タンガスの住民たち(大野俊)

【マニラ27日大野俊】日本政府開発援助(ODA)によるフィリピン・ルソン島中部の造湾拡張事業で立ち退きを拒む住民に対し、比政府が警察官や消防車を動員して強制的な排除作業を開始。これに反対する住民數千人が衝頭に出て「人間バリアード」を築き、警察官らの進入を阻止している。

二十六日には警察官約三十人を動員した港湾局と住民が衝突、住民の激しい抵抗で撤去作業は一時見合われたが、強制撤去方針は變えていない。

この事業は、マニラの南方約百キロのバタンガス港(バタンガス市)を現在の

十数弱から約五十軒に拡張し、国内港から国際港に転換しようという計画。日本政府は約五十八億円の有償援助を行うことを決め、海外経済協力基金(OECD)が三年前に比政府に融資契約を締結、韓国企業が工事を請け負った。比政府は、港湾の拡張に伴って隣接集落に住む住民約三千五百世帯の移転が必要となるため、バタンガス市内に新たな居住地を用意した。ところが住民の大半が港湾開発の仕事を従事しており、「港を離れたう仕事を見つける」と反対。住民の話を聞こうとした反対派は、ODA事業だけに日本政府はせられたが、強制撤去方針は變えていない。

この事業は、マニラの南方約百キロのバタンガス港(バタンガス市)を現在の

「強制立ち退きは違法」

住民側が全面勝訴

3500万ペソの賠償命令

日本の政府開発援助(ODA)事業に伴う住民強制立ち退きの違法性が問われた住民訴訟で、控訴裁判所(メルセデス・ドント裁判長)は四日までに「スクウォンタ(違法占拠者)ではない住民を強制排除し、家屋などを取り壊した強制立ち退きは違法」として一審判決を支持し、政府側の控訴を棄却した。また、事業主体のフィリピン港湾に対し、破壊された家屋の代償などとして総額三千五百万ペソを賠償するよう命じた。同官側は上告する方針。

判決によると、同官は一九九四年六月、ルソン島バタンガス州の港湾拡張事業で、警官らを動員して住民約一千五百世帯を強制的に立ち退かせた。その際、警官隊の発砲で少なくとも住民一人が重傷を負い、催涙ガスが大量に撒かれていた。そこで、原告側は「住民は政府から補償金を取ることを仕事とするプロのスクウォンタ」として、共和国法で規定され

てある強制立ち退きの対象となることを主張。これに対して、タドン裁判長は「(同官に)住民の居住権を認めただけでは、(同官が違法占拠者かどうかを)決める権限はない」と断つた。一方で、「証言や公文書などに、個人の生活、自由、

財産を不法に奪つことは違法」として反訴。総額六千五百万ペソの損害賠償を求めていた。同官側が控訴していた。

裁判は五五五五十一世帯で構成される住民側を評いてきた。正義を実現させるための闘いがやっと実ったと語っている。

裁判は九年二月、同官が住民の立ち退きを求めてバタンガス地裁に控訴。住民側は「強制執行

が違法だ」と主張。洋戦争の歴史から住民統一をめざすには自己利益のためだけではなく、人々の生活、自由、

日本政府は同港を日本企業が多数進出しているハソン島南部の物流拠点にするため、八八年から総額三百十四億円を借入。第一期工事は九年三月まですればいい。

「人権侵害で国への信頼を墜落させ、援助をする国、受け取る国の双方に突き付けた。

解説
内に特徴的な事業推進と住民移転・補償問題。委託一体の問題を手取り早く解決する手段として、同拡張事業の実施は、住民の移転問題が事業推進の障害となるケースが多い。中でもバタンガス港の拡張事業は、援助の恩恵を受けるべき市

に、生存権が基本的人権を侵した強制執行の違憲性を指摘することも警鐘を鳴らしている。

このことと、合法的な住民立ち退きが可能ならばなき立退きを求める裁判を起こしたのか」と同官を強く叱咤した。また、「国民の権利を侵害する行為は、貧困撲滅や福利厚生の向上をうたう

すれば、國くの國民の信頼が失墜しかねない」と

同官は「ガドライ」に①収入源を失う住民への配慮の移転事業は住民の生活所を得の回復が目的——などを

たにもかかわらず、結果的に強制執行、流血の事態を招いた。今回の控訴審判決は、最大の争点となつた住民の「違法性」を証言や公文書に基づいて否定。逆に、このような事態を放置

を新たに加えた。これは移転住民に対し、適切な住民の支援や生活インフラの整備、雇用機会の付与など「合法的かつ人道的措置」を求めた控訴審

された一九九四年当時、日本国際協力銀行(現・日本国際協力銀行)は、日本政府の「一体だれのための援助か」という問い合わせに「住民移転は港湾庁の責

判決文と見事に一致する。酒井哲彦

4

住民、移住地を共同購入

6/
2003

日本援助で立ち退き拒否

バタンガス州

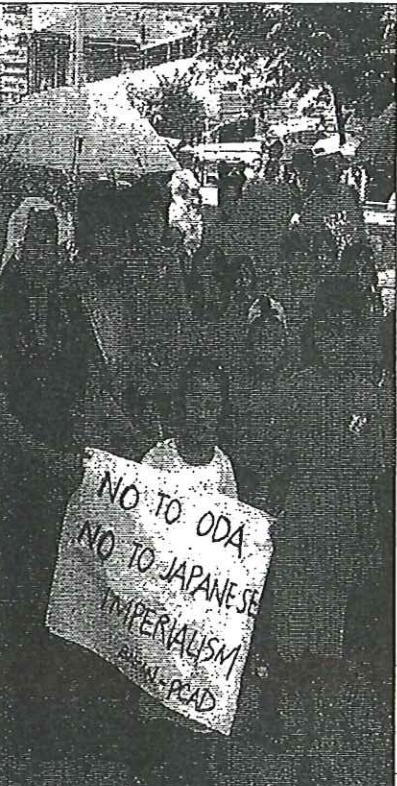
一九九四年六月、日本の政府開発援助(ODA)による港湾拡張事業で強制立ち退きを迫られたが、地への移住を拒否していいたルソン島バタンガス州バタンガス港の周辺住民

がこのほど、自己資金で同港近くに移住地を購入した。

きを拒否するケースが少なくなく、事業 자체が選延する原因にもなつてゐる。移転を迫られた住民が、「自助努力」で移住地を共同購入したケースは極めてまれで、立ち退き問題を解決に導く事例

ルマ・マラナンさん(49)が「六年間にわたる闘争がやっと実った。日本政府は、開発援助が必ずしも地域住民の生活向上に結びつかないことを忘れないで欲しい」と訴えた。

行後に支給され、世帯当たり一万五千円を充てた。補償金を積み立てた。



住民は開所式を前にバタンガス市内をデモ行進。「ODAにノー」と書かれたプラカードもみられた=31日午後2時40分アズカル

課題として残る 援助事業の「功罪」

解說

〔美の島立〕
ち退き問題では、強制執行の際に警官隊が発砲、住民に負傷者がいる事件が起きるなど、日本政府による援助事業の「功罪」が厳しく問われた。

年一月に着工、九五年八月に竣工する予定だった。しかし、住民の強い立ち退き反対運動に遭い、完工は九九年三月にずれ込んだ。九八年九月に借款契約が締結された第二期工事も今年八月ごろによつやく着工する見込みだ。

同事業での苦い経験を踏まえ、日本の国際協力を

住民移転の項目は、(1)ロジエクトの計画、実施に当たっては、非自発的な立ち退きを求められる住民、主たる収入源を失う住民への配慮が必要(2)住民移転に伴う影響を低減させるための計画は、移転住民の生活、所得の回復を目的とする——など。強制執行で住民の家を破壊し、山間にある再

首都圏や地方都市に人口が集中しているフィリピンでは、大型公共工事を伴う開発援助を実施する場合、住民立ち退きは表裏一体の課題。その際、大半の住民は「違法占拠住民」とされて、十分な補償を受けずに移転を迫られていくのが実状だ。立ち退きに対する住民の強い拒否反応は、「長年

今回 移住地の共同開拓
入が実現したことと、住民の鬭争には一つの区切りが付いた。しかし、地域住民を含めた環境への影響を最小限にとどめながら、いかに援助事業を続けていくのかという問題は、日比両国政府が共同で解決すべき課題として今後も残る。

として注目を集めそうだ。

年六月の立ち退き
行で自宅を失つた
ガス市サンタウニ

(5)

3500

2/15
200
バタンガス港
拡張第1期工事

万ペソで和解に合意

日本政府開発援助（ODA）で進められているルソン島バタンガス港拡張事業

第一期工事で、強制退去させられ、係争中だった旧住民とフィリピン港湾庁（PPA）との間でこのほど和解が成立、最高裁もこれを承認した。双方が合意した和解文書（二月二十五日付け）によると、PPAは訴訟中の三百九十八世帯に対して約三千五百万ペソを支払うことになっている。

同事業ではPPAが今年一月半ば、予定より一年半遅れで第二期工事起工式に踏み切っているが、これま

での懸案の一つが解決することで政府、当局側には明るい材料となりそうだ。

一九九四年の第一期工事では強制収用・退去の対象になつたサンタクララの住民千四百六十五人がPPAを相手取つて不動産回復訴訟を起こしたが、最後まで

決を出したが、PPAはこれが不服として控訴裁判に持ち込み、控訴裁判も地裁判決を支持したため最高裁に上

告した。しかし、双方で和解の可能性が探られていた。PPAは政府関係機関と協議の上、和解に持ち込むこととなつた。

残つた三百九十八世帯に対して総額約三千四百九十九万六千ペソをPPA側が支払う内容。一世帯当たり八万七千九百ペソとなる。

PPAがこれまでに原告側に対し支払い済みの金額は控除されており、それらを含めると六千五百万ペ

(6)

立ち退き住民に補償金

3/12 2002

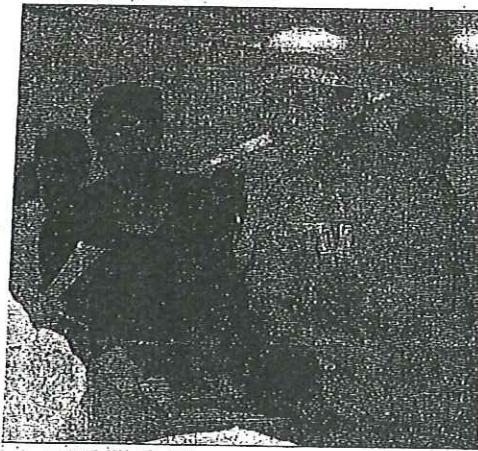
日本ODA事業で比政府

移転問題、8年ぶり決着

日本の政府開発援助（ODA）で進められたルソン島バタンガス港拡張事業第一期工事で、事業主体のフィリピン港湾庁（PPA）は十一日、強制立ち退きの対象になつた旧住民に補償金約三千五百万ペソを支払つた。住民側は一九四四年に「立ち退きは違法」として提訴し、一、二審とも勝訴。補償金支払いは今年一月、PPAとの間で和解が成立したため実現した。ODAのあり方が問われた同工事の住民移転問題は、住民側が「全面勝利」する形で約八年ぶりに決着した。

補償金は同日前、バタンガス港内で行われた引き渡し式典で、原告住民三百九十八世帯に支払われた。一世帯当たりの受取額は、強制立ち退き際に壊された家の規模や支払い済み一時金の差し引きなどで三百四十ペソと大きな差が生じた。住民運動を率いてきたバタンガス市サンタクララ地区のバラングイ議長、テルマ・マラナンさん（50）は式典あいさつで、「違法占拠者である私有地には原告住民ら間違いを正すため十年近くつらい思いを強いられた。約四百五十世帯が移住する立ち退き前の生活を取り戻すまで続く」と話している。

で本人確認用の質問に答える原告住民（右）。
ランガイ議長のマラナンさん



戻すまで続く」と話している。

同港拡張事業は一九九二年一月に着工。一二期工事合わせた円借款供与額は二百十四億円。一九九六年六月の強制立ち退きでは、警官隊が立ち退き拒否住民に発砲、流血の事態に発展したため借款供与が一時凍結されるなどした。今年一月に着工した二期工事でも住民移転が問題になつている。

住民側は同年十月、「強制立ち退きは違法」とPPAを相手取り総額六千五百

万ペソの支払いを求める損害賠償訴訟を起こした。一、二審とも「政府といえども個人の生活、自由、財産を不法に奪うことは許されない」と立ち退きの違法性を認定。補償金の支払いを命じた。PPA側は「住民は違法占拠者で補償の対象外」と上告したが、二期工事着工が迫っていたことなどから結局二〇〇一年四月に和解に応じることを決めた。

一方、二十八万ペソ弱を貰して拒否。二〇〇〇年に受け取ったセサール・アバカンさん（63）は「移住地で家を再建するために使うつもり。私たちの戦いは二年半で終り、私は息子の墓代にする」と言つた。私有地には原告住民ら